

「騒音制御」投稿原稿査読基準及び審査要領

1. 査読の目的

査読は、投稿原稿（論文、技術報告）の内容を客観的に評価し、公益社団法人日本騒音制御工学会（以下、「学会」という。）の会誌「騒音制御」に掲載することがふさわしいかどうかを審査するための基礎資料を得ることを目的として実施する。

2. 査読方針

- (1) 査読は公正で正確であることを基本とする。すなわち、査読者の主観や好みに基づいた判定は避け、公平な立場で行わなければならない。
- (2) 査読は一定の基準に照らして客観的に判定するものであり、投稿された原稿の価値判断を行うものではない。価値判断は最終的に読者に委ねられ、内容に関する責任は著者が負う。
- (3) 査読者は投稿原稿が公表前の研究成果であることに留意し、原稿の内容についての秘密を守り、投稿者の権利を保護しなくてはならない。したがって、査読者は当該原稿を他人に見せたり、内容を他人に話して意見を求めたりしてはならない。編集業務に携わる編集委員も同様であり、投稿原稿に対する守秘義務を負う。

3. 評価の基準

査読者は以下の各条件に対する適合性を考慮して客観的に評価する。

- (1) 分野性：内容が学会の対象とする分野すなわち、騒音・振動制御に関するものであること。
- (2) 有効性：内容が上記の分野における研究・技術の発展に役立つものであること。
- (3) 新規性：内容が公知、既知の範囲を超えて新たな知見を示していること。また、他の学会誌等の刊行物に未掲載であること。
- (4) 信頼性：内容（理論展開、あるいは計算・実験・測定結果等）に客観的な信頼性が認められること。
- (5) 了解性：理論展開が明確で、内容の記述・結論の導出等が読者にとって安易に了解できること。ただし、著しい厳密さ、正確さ、文章の格調などまでは問う必要はない。

4. 判定の方法

前項の評価の基準に基づき、査読者は客観的評価を行った上で表1に示す区分の判定を行う。判定を「採用可」（無条件、条件付）とする場合、原則として評価の基準を全て満たしている必要がある。表2のとおり原稿の種別に応じて評価の基準を重

視する。

表1 査読者の判定結果

A : 無条件採用可
条件付採用可
B-1 : 部分的修正 (題目、文章表現、図表等の部分的修正が必要と判断された場合)
B-2 : 内容の追加・再検討 (理論計算・実験等の補足による部分的な内容の追加・再検討が必要と判断された場合)
C : 採用不可
D : 判定不能 (査読の結果、内容的に判断不能で、異なる査読者に新規に査読を依頼した方がよいと判断された場合)

表2 原稿種別と重視する評価の基準

原稿の種別	重視する評価の基準
論文	分野性／新規性／了解性
技術報告	有効性／信頼性／了解性

5. 審査方法、報告及び採否の決定

5. 1 審査方法

[論文]

担当委員は、執筆要領に基づき原稿を確認の上、内容を満たしている場合は査読手続きを進める。内容を満たしていない場合は、事務局より著者に原稿を戻す。また、担当委員は、投稿原稿が明らかに評価の基準から外れると判断された場合は会誌編集部会に報告する。会誌編集部会でも同様の判断が下された場合は事務局より著者に原稿を戻す。論文の審査は、2名又は3名の査読者による判定結果に基づいて担当委員が行う。

- (1) 担当委員は、第一、第二査読者の判定結果に基づき、表3を用いて審査を行う。
- (2) 担当委員は、第一、第二査読者の判定結果に「C (採用不可)」を含む場合は、担当委員自身が第三査読者となるか、又は別に第三査読者を立て、その時点の原稿に対して表4に基づき判定・審査を行う。
- (3) 担当委員は、第一、第二査読者の判定結果に「D (判定不能)」を含む場合は、ただちに新たな査読者を立てるか、会誌編集部会に報告し今後の処置の検討を行う。

表3 第一査読者及び第二査読者の論文判定結果に基づく著者への通知（査読結果）

		第一査読者				
査読者判定結果		A	B-1	B-2	C	D
第二査読者	A	無条件採用可 →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	担当委員又は 第三査読者の 査読	第一査読者 再選定/査読
	B-1	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	担当委員又は 第三査読者の 査読	第一査読者 再選定/査読
	B-2	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	担当委員又は 第三査読者の 査読	第一査読者 再選定/査読
	C	担当委員又は 第三査読者の 査読	担当委員又は 第三査読者の 査読	担当委員又は 第三査読者の 査読	採用不可 →著者への通知 (査読結果)	第一査読者 再選定/査読
	D	第二査読者 再選定/査読	第二査読者 再選定/査読	第二査読者 再選定/査読	第二査読者 再選定/査読	第一及び第二 査読者 再選定/査読

表4 担当委員又は第三者査読者の論文判定結果に基づく著者への通知（査読結果）

		第一査読者又は第二査読者 (C判定以外の結果を下した査読者)		
査読者判定結果		A	B-1	B-2
担当委員又は 第三査読者	A	無条件採用可 →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)
	B-1	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)
	B-2	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)
	C	採用不可 →著者への通知 (査読結果)	採用不可 →著者への通知 (査読結果)	採用不可 →著者への通知 (査読結果)

[技術報告]

担当委員は、執筆要領に基づき原稿を確認の上、内容を満たしている場合は査読手続きを進める。内容を満たしていない場合は、事務局より著者に原稿を戻す。また、担当委員は、投稿原稿が明らかに評価の基準から外れると判断された場合は会誌編集部会に報告する。会誌編集部会でも同様の判断が下された場合は事務局より著者に原稿を戻す。論文の審査は、1名又は2名の査読者による判定結果に基づいて担当委員が行う。

- (1) 担当委員は、第一査読者の判定結果に基づき、表5を用いて審査を行う。
- (2) 担当委員は、第一査読者の判定結果が「C（採用不可）」となった場合は、担当委員自身が第二査読者となるか、又は別に第二査読者を立て、その時点の原稿に対して表6に基づき判定・審査を行う。
- (3) 担当委員は、第一査読者の判定結果が「D（判定不能）」となった場合は、ただちに新たな査読者を立てるか、会誌編集部会に報告し今後の処置の検討を行う。

表5 第一査読者の技術報告判定結果に基づく著者への通知（査読結果）

	第一査読者				
査読者判定結果	A	B-1	B-2	C	D
	無条件採用可 →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	担当委員又は 第二査読者 の査読	第一査読者 再選定/査読

表6 担当委員又は第二査読者の技術報告判定結果に基づく著者への通知（査読結果）

	担当委員又は第二査読者			
査読者判定結果	A	B-1	B-2	C
	無条件採用可 →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	条件付採用可 (原稿修正) →著者への通知 (査読結果)	採用不可 →著者への通知 (査読結果)

5. 2 会誌編集部会への報告

担当委員は、査読者による査読判定結果と査読審査結果を会誌編集部会に報告する。

- (1) 担当委員は、審査結果が「無条件採用可」となった場合は、原稿の内容及び査読結果からそのまま掲載してよいかを十分確認のうえ、会誌編集部会に報告する。
- (2) 担当委員は、審査結果が「条件付採用可」となった場合は、査読結果の採用条件を精査・調整・確認の上、会誌編集部会に報告する。ただし、判定結果に「採用

不可」を含む場合は、担当委員は「採用不可」の判定を出した査読者に審査結果を報告し、「条件付採用可」の判定を出した査読者に、原稿に対する採用条件（修正依頼）の作成を依頼する。「条件付採用可」の判定を出した査読者が複数名いる場合は査読者間の採用条件に矛盾がないことを確認する。

(3) 担当委員は、審査結果が「採用不可」となった場合は、原稿の内容及び査読結果から採用不可の理由を十分吟味・確認する。

5. 3 採否の決定及び著者への連絡

会誌編集部会は、担当委員の審査結果報告に基づいて投稿原稿の採否の決定を行う。採否の決定後、事務局及び担当委員は以下のとおり対応する。会誌編集部会による採否決定結果は事務局より査読者に報告する。

(1) 無条件採用可の場合

事務局は、著者に原稿の原本提出を依頼する。

(2) 条件付採用可の場合

事務局は、修正の依頼を指示する修正依頼用紙（別紙4）と修正原稿の新旧対照表（別紙5）を著者に送付し、修正済み原稿の原本及び修正に合わせて作成する修正原稿の新旧対照表の提出を依頼する。修正に対する回答がない場合や、担当委員が適切な回答や原稿の修正がなされていないと判断した場合は、事務局より著者に修正を求める。

(3) 採用不可の場合

担当委員は、査読結果をもとにして返戻文の作成を行う。その内容に関して会誌編集部会で承認を得た上、事務局より著者へ送付する。

5. 4 再査読の実施 ※新設

修正済み原稿は、再査読を受ける。ただし、査読者の求める修正が軽微な場合は、査読者は再査読を行わずに修正結果の確認を会誌編集部会に委ねることができる。この場合、修正結果の確認は担当委員が行う。

6. 担当委員・査読者の選定方法とその担務

(1) 会誌編集部会長及び副部会長は、論文又は技術報告の投稿があった場合その内容により、会誌編集部会委員の中から当該投稿原稿の担当委員を選出する。

(2) 担当委員は、本査読基準及び審査要領に基づき、投稿原稿の受付時から採否の決定が終了するまでの管理に関わる業務を行う。

(3) 担当委員は、投稿原稿の内容と分野性を考慮して査読候補者を挙げ、会誌編集部会長及び副部会長で協議のうえ査読者の選任を行う。ただし、以下のことを考慮する。

1) 査読者の研究歴、研究分野を考慮して投稿原稿の査読に適任であること。

2) 著者と同一の組織（大学、企業、団体等）に属する者を避けること。

3) 投稿原稿に関わる研究につき密接な関係にある者は避けること。

7. 査読期間

査読者の査読期間は査読依頼の翌日より原則として1ヶ月以内とする。

8. その他

- (1) 査読終了時に、査読者が会員の場合は査読原稿1件につき表7のとおり投稿料割引クーポンを支給する。査読者が非会員の場合は、査読原稿1件につき表7のとおり投稿料割引クーポンを支給する、もしくは3,000円の査読料を支払う。
- (2) 査読のための資料として、査読のフローチャート(別紙1)と査読者が作成する査読判定報告書(別紙2)及び査読審査報告書(別紙3)、修正依頼用紙(別紙4)がある。また、投稿原稿が条件付採用可とされた場合に著者が作成する修正原稿の新旧対照表(別紙5)がある。

表7 投稿料割引クーポン

区分	投稿料 割引クーポン	備考
論文	10,000円/1件	採用時点で著者(連名を含む)がもつ有効なクーポンによる割引金額である。但し、複数クーポンは使用不可とする。
技術報告	5,000円/1件	投稿料割引クーポンの有効期間は、査読終了時点(年月日)から2年間とする。

附則(平成27年7月22日第20期理事会)

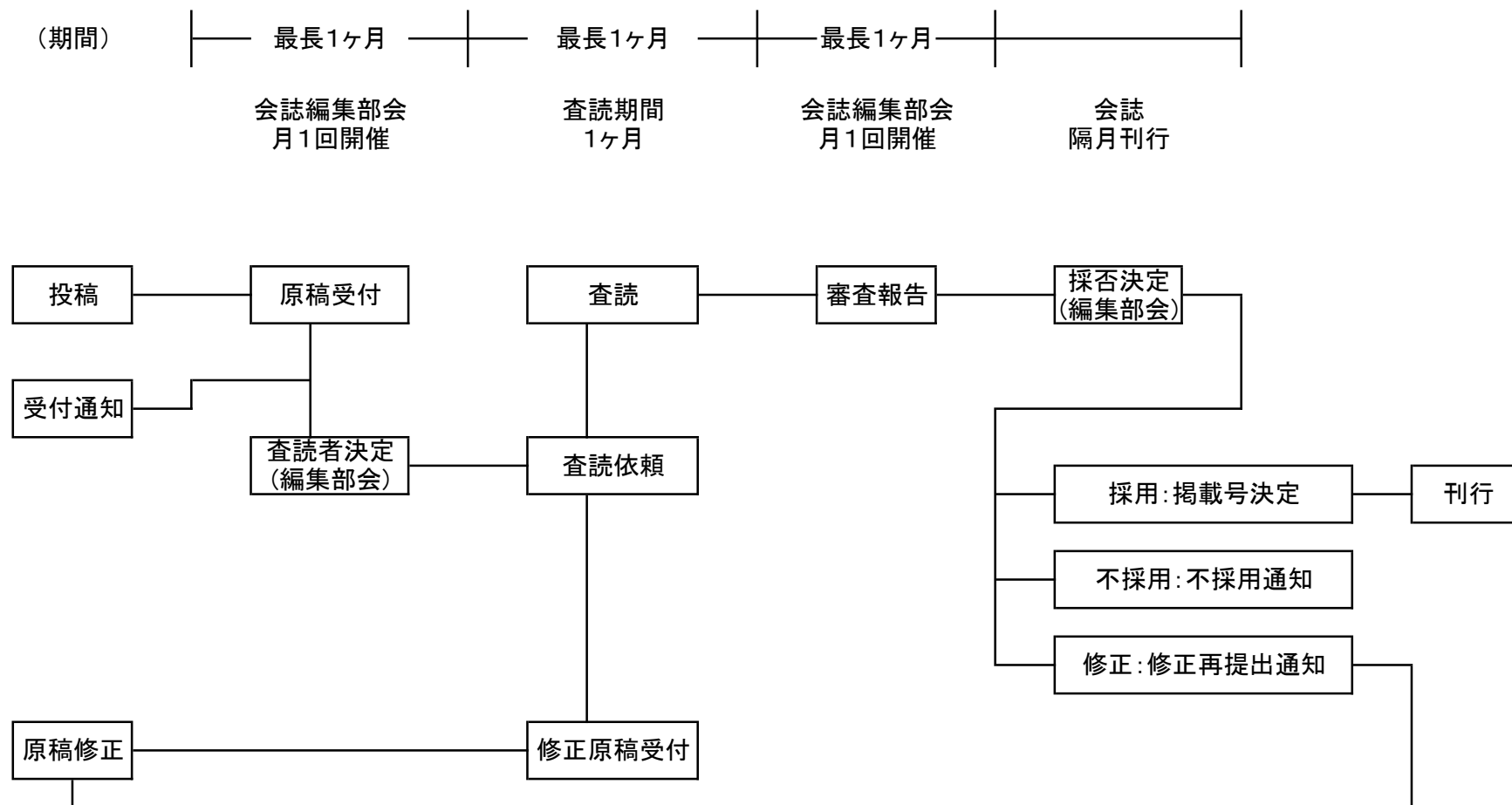
改訂した本規則は、平成27年7月22日から施行する。

附則(2021年9月13日第23期理事会)

「騒音制御」投稿原稿査読基準および審査要領(平成27年7月22日)を、「騒音制御」投稿原稿査読基準及び審査要領に改称し、2021年9月13日から施行する。

別紙1 査読のフローチャート

論文投稿から掲載までの流れ
(技術報告書もこれに準じます)



会誌編集部会は月1回の開催、査読期間は1ヶ月以内で依頼しておりますので、刊行までは最短でも3～4ヶ月、修正の場合はさらに3～4ヶ月を要することになります。

年 月 日

(公社)日本騒音制御工学会
 会誌編集部会長 川瀬 康彰 殿

査読者氏名 印

ご依頼のありました原稿について査読した結果、つぎのように判定しましたので報告します。

投稿区分	論文	技術報告書 (○をつける)
題目		
所属氏名		
査読結果の判定	A	<input type="checkbox"/> 無条件採用
	B	条件付採用 <input type="checkbox"/> B-1 部分的修正(標題、文章表現、図表等の部分的な修正) <input type="checkbox"/> B-2 内容の追加、再検討(理論計算、実験等の補足による部分的な内容の追加、再検討の必要)
	C	<input type="checkbox"/> 採用不可
	D	<input type="checkbox"/> 判定不能(内容的に判定不能で、異なる査読者に新規に依頼すべきである)

- (注)
- (1) 別紙3 査読審査報告書には論文または技術報告の特色と内容を簡潔に書いて下さい。また、問題点等も編集委員会へのコメントとして書いて下さい。
 - (2) 不採用の場合は、その理由を具体的に書いて下さい。
 - (3) この報告書は著者および一般には発表しません。著者に伝える場合は編集委員会名で伝えます。
 - (4) 判定に該当する□内に○を付して下さい。
 - (5) 条件付採用の場合、別紙4 修正依頼用紙に内容を、このまま投稿者に送付できるように明記して下さい。
 できるだけワープロを使用して下さい。
 - (6) B-1とB-2の判定について
 B-1判定は、別紙4 修正依頼用紙の分類欄にB~Dがある場合。
 B-2判定は、別紙4 修正依頼用紙の分類欄にAがある場合。

別紙3 査読審査報告書

[会誌編集部会への報告]

・投稿論文・技術報告の特色と内容

・問題点[会誌編集部会へのコメント]

修正依頼用紙

修正内容の分類

- (A) 内容の追加・再検討すべき事項
- (B) 修正すべき事項
- (C) 記述が不明・誤り
- (D) 査読者からの参考意見

No.	分類	箇所(頁、行)	修正意見

修正依頼用紙

修正内容の分類

- (A) 内容の追加・再検討すべき事項
- (B) 修正すべき事項
- (C) 記述が不明・誤り
- (D) 査読者からの参考意見

No.	分類	箇所(頁、行)	修正意見
1	B	題名	タイトルが長すぎると思われる。
2	A	P.5 line 8	関連論文があるので、そのことを触れ、本研究との違いを述べる必要がある。
3	C	P.6 line2~5	「タイプA」ではなく「タイプC」ミスプリントではないかと思われる。
4	B	P.7 line20	「減音量」という用語より「挿入損失」が適切と思われる。
5	B	P.7 式(8)	式(3)中のXが未定義である。

修正原稿の新旧対照表

論文 ()

No.	分類	箇所 (頁、行)		修正内容と意見
		旧原稿	新原稿	

No.	分類	箇所 (頁、行)		修正内容と意見
		旧原稿	新原稿	
1	B	題名	題名	ご指摘のとおりタイトルは「AA」のように簡潔に表現いたしました。
2	A	P.5 line8	P.5 line8	関連論文Aの内容に触れ、本研究との違いを文中で述べるように致しました。
3	C	P.6 line2~5	P.6 line1, 4~8	ご指摘のとおりミスプリントでしたので、3箇所について「タイプA」を「タイプC」に修正致しました。
4	B	P.7 line20	P.7 line20	定義からいって厳密にはこの場合、「挿入損失」は「減音量」にあたります。従って本文のままと致しました。
5	B	P.7 式(3)	P.7 式(3)	Xは確かに未定義でしたので、式(3)の次にX=XXXを挿入致しました。